

有明広域行政事務組合消防本部における女性職員の活躍の推進に関する特定
事業主行動計画

令和 2 年 4 月 1 日

有明広域行政事務組合消防長

有明広域行政事務組合消防本部（以下「当消防本部」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの約 5 年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当消防本部では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について、別に定める委員会を設置し、協議を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標、取り組み及び実施時期

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、当消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するための目標を設定し、その達成に向けた取り組みを本計画期間内において行う。

(1) 現状把握について

① 採用状況

令和元年度	採用職員	7名		
	男性	7名	女性	0名
			女性採用割合	0%
令和2年度	採用職員	10名		
	男性	7名	女性	3名
			女性採用割合	30.0%

② 男性職員の配偶者出産休暇の取得率及び平均取得日数

令和元年度	取得率	33.3%
	平均取得期間	2.4日

(2) 数値目標、取組及び実施時期等

①職員採用関係

職員採用情報をホームページや広報等を活用し幅広く周知し、消防職員総数に占める女性割合を現在の1.9%から5%以上とするよう努める。

②継続就業及び仕事と家庭の両立

出産を控えている全ての男女に対し、管理職員又は総務課担当者による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の採用促進等に関する助言を行い、育児休業（部分休業の取得も含める）を取得する男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を10%以上にする。

4 進捗管理

本計画において、設定した2つの目標については、毎年その状況を把握して公表を行い、また必要に応じて本計画の修正を行う。